

御所市ギフチョウ保護監視員活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御所市ギフチョウの保護に関する条例（平成26年御所市条例第25号。以下「条例」という。）第6条に規定する保護監視員（以下「監視員」という。）の活動について必要な事項を定めるものとする。

(班)

第2条 監視員の活動を円滑に実施するため、監視員複数人により班を組織する。

2 監視員は、原則として班ごとに行動するものとし、各班には、班長1人及び副班長1人を置く。

(班長及び副班長)

第3条 班長及び副班長は、各班の監視員の互選によりこれを定める。

2 班長は、班を代表し、班務を総理する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その任務を代理する。

(活動)

第4条 監視員は、条例第2条第2号に規定する保護地域（以下「保護地域」という。）を巡視して、次の活動を行うものとする。

(1) 保護地域の状況を把握し、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告すること。

(2) 無許可で条例第5条第1項に定める禁止行為（以下「禁止行為」という。）をしようとする者を発見した場合は、ギフチョウの保護趣旨を説明し、指導に当たるとともに、必要と認められる事項を教育委員会に報告すること。

(3) 無許可で禁止行為をした者を発見した場合は、ギフチョウの保護趣旨を説明するとともに直ちに当該禁止行為を中止するよう指導し、これに応じない場合は、教育委員会に通報すること。また、緊急かつやむを得ない場合は、警察に通報すること。

(4) その他教育委員会から指示された活動

(報告)

第5条 監視員が行う教育委員会への報告は、次のとおりとする。

(1) 違反報告 監視員は、無許可で禁止行為をしたものを発見した場合は、班ごとに取りまとめ、御所市ギフチョウの保護に関する条例違反報告書（様式第1号）により、速やかに教育委員会に報告すること。

(2) 定期報告 監視員は、活動に従事したときは、その状況を月ごとに取りまとめ、監視状況報告書（様式第2号）により翌月の10日までに教育委員会に報告すること。

(3) 臨時報告 監視員は、ギフチョウの保護に関する事項について特に報告する必要があると認めたときは、班ごとに取りまとめ、監視地域報告書（様式第3号）により、速やかに教育委員会に報告すること。

(通信費)

第6条 教育委員会は、監視員に対し、その活動に係る通信費を支給することができる。

2 監視員の活動に係る通信費は、その年度の最初の監視状況報告書が提出されたときに、当該年度分の通信費を支給するものとし、支給する通信費の額については、別に

定める。

(サービス券)

第7条 教育委員会は、監視員に対し、その監視のために必要な範囲で葛城山駐車場サービス券（以下「サービス券」という。）を支給することができる。

2 監視員は、サービス券の支給を受けようとするときは、葛城山駐車場サービス券支給申請書（様式第4号）により、教育委員会に申請するものとする。

3 前項の申請は、サービス券を必要とする監視予定日の2週間前までに行うものとする。

4 1回の申請で支給を受けることができるサービス券の枚数は、前項の監視予定日以後2か月間に監視を予定している日数分とする。ただし、監視員は、予定の変更等により支給を受けたサービス券に余剰が生じた場合は、速やかに教育委員会に返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 監視員は、次の事項を遵守して活動しなければならない。

(1) 活動中は、条例第6条第3項の証明書を携帯し、監視員腕章を必ず着用すること。

(2) 指導等を行うときは、相手方の人格を尊重し、不快な念を抱かせることのないよう懇切丁寧な態度で接するとともに、差別的な取扱いとならないよう留意すること。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、監視員の活動に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。